

令和3年度 宮崎市適正服薬促進事業業務委託実施要領

1 業務の目的

宮崎市国民健康保険において、重複、多剤、併用禁忌等の被保険者について、レセプトデータから該当者を抽出し、個別通知等での介入による適正な受診や服薬促進、また介入後の効果分析・評価を行うことで、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を図ること。

2 業務の概要

- (1) 名称 令和3年度 宮崎市適正服薬促進事業業務委託（以下、「本業務」という。）
- (2) 場所 宮崎市税務部国保年金課
- (3) 内容 別紙「令和3年度 宮崎市適正服薬促進事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (5) 提案限度額 ￥6,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務では、精度の高いデータ分析による対象者の把握・抽出や通知書等による効果的な勧奨及びその効果分析を総合的に判断する必要があるため、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定する。

4 プロポーザル方式及びその理由

本業務においては、同様の業務実績を有する業者が複数おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5 実施スケジュール

No.	項目	期間等
1	公募開始日	令和3年5月12日（水）
2	参加申込受付締切日【一次締切】	令和3年5月31日（月）午後5時必着
3	質問の締切日	令和3年5月31日（月）午後5時必着
4	質問に対する回答日	令和3年6月4日（金）
5	参加資格審査結果通知日	令和3年6月11日（金）
6	企画提案書等の提出締切日【二次締切】	令和3年6月21日（月）午後5時必着
7	書類審査	令和3年7月上旬まで（予定）
8	審査結果通知日	令和3年7月上旬から中旬（予定）
9	契約締結	令和3年7月下旬（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等より変更の可能性あり

6 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 令和 2・3 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿において、物品、清掃等に登載されている者にあつては、公告の日から審査結果の通知の日までの期間に宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 8 年 2 月 7 日告示第 19 号）に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (7) 令和 2・3 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、令和 3 年 6 月 11 日現在において、引き続き 1 年以上営業等を行っていること。
- (8) 平成 28 年度以降に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。
- (9) 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが管理する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理するプライバシーマークの付与認定を受けていること。

7 参加申込の手続き

- (1) 事務局（問い合わせ先）「14 担当部署」のとおり
- (2) 参加申込書等の提出

提案競技に参加を希望する者は、下記の「エ」に記載の書類を提出しなければならない。

- (ア) 提出場所 「14 担当部署」のとおり
- (イ) 提出期間 令和 3 年 5 月 12 日（水）から令和 3 年 5 月 31 日（月）午後 5 時（必着）まで
- (ウ) 提出方法 郵送又は直接持参
- (エ) 提出書類

①	プロポーザル参加申込書	様式第 1 号
②	会社概要等（内容を満たせば、パンフレット可）	様式第 2 号
③	役員の氏名・住所一覧表	様式第 3 号
④	誓約書兼照会承諾書	様式第 4 号
⑤	業務実績一覧表 ※平成 28 年度以降の当該委託業務同様の業務受託の実績を記載。	様式第 5 契約書の写し
⑥	情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001 マネジメントシステム）登録証の写し」又は「プライバシーマーク登録証の写し」	登録証の写し
⑦	法人の登記事項証明書	登記所が発行するもの
⑧	納税証明書（法人及び代表者のもの。） (1)宮崎市税に滞納が無いことの証明（発行日から 3 か月以内） ※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合は、法人市民税の納税証明書を提出すること。 (2)国税に滞納が無いことの証明（発行日から 3 か月以内）	各発行機関 による様式

(3) 参加の連絡

令和3年5月28日（金）までに「14 担当部署」の電子メール宛てにプロポーザル参加の連絡を行うこと。（企画提案書の発送連絡、担当者名、連絡先など）

メール件名（題名）には「宮崎市適正服薬促進事業業務委託」を入れること。

(4) 参加資格審査結果通知

令和3年6月11日（金）までに参加申込者に対して個別に通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問の受付

①質問方法 質問書（様式第6号）に記載し、電子メールにて「14 担当部署」あてに送付すること。その他の方法及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。質問書を提出した場合は、事故防止のため必ず電話にて提出の旨を連絡すること。なお、質問は、提案競技に応募していない事業者からは受け付けない。

②受付期間 令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）

(2) 回答

質問に関する回答は、令和3年6月4日（金）までに記載された連絡先のメールアドレスにより質問内容と合わせて、プロポーザル参加者全員に行う。（質問者名等は掲載しない）

9 企画提案書等の提出

下記及び提案書等の作成要領を参考に、下記(1) 提出書類を作成し1つにまとめ、必要部数を提出すること。

(1) 提出書類

(ア) 提案書（様式第7号）

(イ) 企画提案書（任意様式）

①介入対象者として、重複、多剤、併用禁忌服薬者の抽出基準とその考え方について具体的に記載すること。

②個別通知書に記載する項目等の内容、規格を具体的に記載すること。

あわせて、通知書の見本を記載すること。

③個別通知書送付等による介入効果について、分析の視点や内容、分析手法等について具体的に記載すること。

④業務の実施体制やスケジュールについて記載すること。

⑤個人情報の管理体制や情報漏洩防止対策について記載すること。

⑥その他、本業務の目的を達成するための独自の提案があれば記載すること。

(ウ) 見積書（様式第8号）及び見積内訳書（任意様式）※見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(2) 提出部数

提出部数は(1) 提出書類いずれも7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出場所 「14 担当部署」のとおり

(4) 提出期間 令和3年6月11日（金）から令和3年6月21日（月）午後5時（必着）まで

(5) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、「令和3年度 宮崎市適正服薬促進事業業務委託 提案書等在中」と朱書きすること。

10 選定の手順等

(1) 評価基準 評価基準 別紙「評価基準」のとおり

(2) 受託候補者の選定方法

- ①宮崎市適正服薬促進事業委託業者選定委員会設置要領に規定する委員が、企画提案書等の内容をもとに書類審査を実施し、評価基準に基づき採点を行う。
- ②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案事業者を受託候補者（優先交渉権者）として選定する。なお、最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、各審査員から提出された採点票の、最高得点の数が最も多かった提案者を最優秀提案者として選考する。また、最高得点が高点だった場合は、審査委員会で協議する。
- ③上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。
- ④参加者が1者の場合であっても選定委員会による選定を行い、提案書類の内容が評価基準を満たしていると認められた場合に、その参加者を受託候補者（優先交渉権者）として選定する。

(3) 失格事項

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④審査の公平性を害する行為等、事業実施において不適切と市が認める行為等を行った場合
- ⑤企画提案書及び見積書を複数提案した場合

11 選考結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後、全ての提案事業者に書面で通知する。なお、決定に対する異議は一切認めない。

また、選定結果通知日に、次の項目を本市ホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加業者の名称（50音順）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

（受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。また、参加業者が2者の場合は、受託候補者の名称と点数のみ公表する。）

12 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者（優先交渉権者）と本市の間で、委託内容、経費等について協議調整の上、契約締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受託者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

- ①業務完了後、受託者が検査に合格した場合、委託契約書に定める委託料を支払うこととする。

②受託候補者（優先交渉権者）の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式第9号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を契約に向けた協議調整を行うものとする。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出書類は、返却しない。
- ②提出書類の訂正・差替えは、本市の指示によるものを除き、認められない。
- ③提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出書類及びその他関係書類は、選定作業において必要に応じて複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルの参加に係る経費は、すべて提案者の負担とする。
- ②参加申込書兼誓約書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を提出すること。
- ③郵送、電子メール等の通信に関する事故については、宮崎市はいかなる責任も負わない。

14 担当部署

所在地 : 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市税務部国保年金課（第二庁舎1階）

給付係（担当：河野・中原・稲田）

TEL : 0985-25-2111（大代表）（コールセンター） 内線：3123

電子メール：07hoken@city.miyazaki.miyazaki.jp

メール件名（題名）には「宮崎市適正服薬促進事業業務委託」を入れること。

附 則

この要領は、令和3年4月28日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。